

JIS

一般廃棄物，下水汚泥又はそれらの焼却灰を 溶融固化した道路用溶融スラグ

JIS A 5032 : 2016

平成 28 年 10 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 土木技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	宇 治 公 隆	首都大学東京
(委員)	綾 野 克 紀	公益社団法人日本コンクリート工学会 (岡山大学)
	木 幡 行 宏	室蘭工業大学
	近 藤 秀 貴	一般社団法人セメント協会
	清 水 和 久	特定非営利活動法人コンクリート製品 JIS 協議会(旭 コンクリート工業株式会社)
	須 田 久美子	鹿島建設株式会社
	棚 野 博 之	国立研究開発法人建築研究所
	塚 本 良 道	公益社団法人地盤工学会 (東京理科大学)
	津 川 優 司	一般社団法人日本建設業連合会 (飛鳥建設株式会社)
	早 川 光 敬	一般社団法人日本建築学会 (東京工芸大学)
	原 田 修 輔	全国生コンクリート工業組合連合会
	久 田 真	東北大学
	真 野 孝 次	一般財団法人建材試験センター
	渡 辺 博 志	国立研究開発法人土木研究所

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 18.7.20 改正：平成 28.10.20

官 報 公 示：平成 28.10.20

原案作成協力者：一般財団法人建材試験センター

(〒340-0015 埼玉県草加市高砂 2-9-2 アコス北館 N ビル TEL 048-920-3814)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：土木技術専門委員会 (委員長 宇治 公隆)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 種類及び呼び名	3
4.1 種類及び呼び名	3
4.2 呼び名の表記方法	3
5 品質	4
5.1 一般事項	4
5.2 単粒度溶融スラグ及び溶融スラグ細骨材の物理的性質及び粒度	4
5.3 粒度調整溶融スラグ及びクラッシュラン溶融スラグの物理的性質及び粒度	4
5.4 環境安全品質基準	5
6 試験方法	5
6.1 試料の採取及び縮分	5
6.2 表乾密度及び吸水率試験	5
6.3 すりへり試験	5
6.4 粒度試験	5
6.5 環境安全品質試験	5
7 検査	6
7.1 溶融スラグのロット管理	6
7.2 検査項目	6
7.3 検査方法	6
7.4 検査の頻度	7
7.5 検査データの保管	7
8 表示	8
9 報告	8
附属書 A (規定) 道路用溶融スラグの環境安全品質試験方法	14
附属書 B (参考) 加熱アスファルト混合物成形体及びれき (瀝) 青安定処理成形体の作製方法	17
附属書 C (参考) 技術上重要な改正に関する新旧対照表	20
解 説	22

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS A 5032:2006** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、平成 29 年 10 月 19 日までの間は、工業標準化法第 19 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS A 5032:2006** によることができる。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

一般廃棄物，下水汚泥又はそれらの焼却灰を 溶融固化した道路用溶融スラグ

Melt-solidified slag material for road construction derived from
municipal solid waste and sewage sludge

序文

この規格は，2006年に制定され，今日に至っている。今回，日本工業標準調査会の土木技術専門委員会及び建築技術専門委員会によって，“建設分野の規格への環境側面の導入に関する指針”（2003年3月28日土木技術専門委員会・建築技術専門委員会議決）の附属書2として“道路用スラグに環境安全品質及びその検査方法を導入するための指針”が2011年7月12日付けで策定されたことから，これに対応するために改正した。また，技術上重要な改正に関する旧規格との対照を，附属書Cに示す。

なお，対応国際規格は現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は，一般の道路用材料としてのアスファルト混合物用骨材，路盤材，盛土材などとして用いる道路用溶融スラグ（以下，溶融スラグという。）について規定する。

この規格で規定する溶融スラグは，主に一般廃棄物，下水汚泥などの溶融固化施設において，有効利用を目的に製造される道路用材料であり，次のものを含む。また，溶融スラグとは溶融固化物と同義語である。

- a) 一般廃棄物の溶融固化施設から産出される溶融スラグのうち，自治体などの委託によって一般廃棄物を処理する民間溶融固化施設で産出される溶融スラグ，及び自治体などが処理することを認めた産業廃棄物を一般廃棄物と混合処理している場合に産出される溶融スラグ。
- b) 溶融固化施設又は別施設で磁力選別，粒度調整などの加工又は改質処理を行った溶融スラグ。

なお，溶融スラグは，水砕スラグ，空冷スラグ及び徐冷スラグに分類する。この規格では，空冷スラグ及び徐冷スラグの両方を徐冷スラグという。

2 引用規格

次に掲げる規格は，この規格に引用されることによって，この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は，その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS A 1102 骨材のふるい分け試験方法
- JIS A 1103 骨材の微粒分量試験方法
- JIS A 1109 細骨材の密度及び吸水率試験方法
- JIS A 1110 粗骨材の密度及び吸水率試験方法
- JIS A 1121 ロサンゼルス試験機による粗骨材のすりへり試験方法